

兵庫県職員措置請求書

一 請求の趣旨

野々村元県会議員の「号泣事件」で明らかとなった政務調査（活動）費の常軌を逸した使途が、兵庫県議会で見過ごされてきたことは、県民に大きな衝撃を与えました。これに対して、兵庫県下のオンブズ三団体（市民オンブズマン兵庫、市民オンブズ西宮、市民オンブズ尼崎）は、

- ① 7月14日に全県会議員の政務活動費収支報告書を情報公開請求
- ② 7月15日に野々村竜太郎県議の「号泣事件」に対する私たちの見解を公表
- ③ 7月25日に野々村竜太郎元県会議員を刑事告発
- ④ 8月 5日に政務活動費の見直しに関する提案書を提出
- ⑤ 8月21日に政務活動（調査）費の点検において必要な点検について申し入れる等の対応を取ってきました。

一連の対応を通して、また、現時点で政務活動（調査）費の収支報告書が開示されている議員の支出を点検し、マスコミ等で報道されている事実等を精査する中で、以下の議員の政務活動（調査）費の支出は、「政務活動費の手引き」や政務活動費に係る判例等に照らして、違法・不当な公金の支出に当たると判断するに至りました。

1 加茂 忍議員について

- (1) 加茂議員は、平成26年3月12日～15日、熊本市、長崎市等を訪問、政務活動費による調査研究を行った実態がないのに、政務活動費の収支を報告する際の領収書等添付欄に、調査研究費として、以下の金額の領収書を添付した。

H26.3.12	(宿泊代金)	10,890 円	(宿泊先	ホテル法華クラブ熊本)
H26.3.14	(宿泊代金)	14,500 円	(宿泊先	小松屋渚館【天草】)
H26.3.14	(宿泊代金)	14,400 円	(宿泊先	ホテルモントレ長崎)
H26.3.12	(タクシー代)	990 円	(2件)	
H26.3.13	(タクシー代)	10,240 円	(4件)	
H26.3.14	(タクシー代)	9,750 円	(3件)	
H26.3.15	(タクシー代)	1,750 円	(2件)	
H26.3.12	(バス代)	670 円	(1件)	

- H26.3.13 (JR等代金) 2,600円(3件)
- H26.3.14 (私鉄乗車券) 2,280円(2件)
- H26.3.12 (熊本城入園券) 500円
- H26.3.13 (田原坂資料館) 210円
- H26.3.15 (出島入場券) 500円

また、支払証明書に、3月12日～3月15日分として合計2,520円の交通費を調査研究費とする虚偽の記載をして、平成26年4月30日、神戸市中央区下山手通5丁目10番1所在の兵庫県議会事務所において、事務員に提出して、合計71,800円の返還を免れたものである。

加茂議員の調査研究費に係る虚偽記載の詳細は下記のとおりである。

①加茂議員は、妻と3泊4日の九州旅行を計画し、3月12日に伊丹空港から空路熊本に到着し、バスで市内に移動、熊本市内調査と称し、熊本城他市内観光地をタクシー等で移動、ホテル法華クラブ熊本に宿泊。3月13日は、宇城市内を観光後、田原坂資料館を巡り、天草に移動、海沿いの小松屋渚館に宿泊。3月14日は、島原観光をタクシー、船等を利用し、天草資料館、天草キリシタン館を観光。島原から長崎に移動、ホテルモントレ長崎に宿泊。3月15日は長崎市内調査と称し、出島、大浦、にぎわい橋等の市内観光後、長崎空港から伊丹空港に到着し、タクシーで帰宅している。

②3月14日の天草キリシタン館では、加茂議員らは、400万人目の来館者として、天草市から認定書や記念品として大型客船の乗船券、同館の永久観覧無料券等が贈呈された。加茂議員らは、**夫婦で県内や長崎への3泊4日の旅行の途中で**、天草を訪れ、歴史に興味をお持ちとのことで同館に立ち寄られたと紹介されている。その際、**職業を「県会議員」ではなく、「不動産業」と偽っていたことも発覚している。**

③およそ、政務活動(調査)費による支出をするにあたっては、地方自治法第100条第14項に規定された議員又は会派の調査研究活動による支出でなければならない。そこで、調査研究に資するために必要な経費かどうかの判断をする基準としては、一般に以下の5点があげられる。

ア 調査目的と市政(県政)の関連性

イ 調査方法及び内容等に関する具体的説明の有無

ウ 調査方法の妥当性

エ 調査活動と支出経費の妥当性

オ 調査結果の保存の有無等

を総合的に考慮して判断すべきであると解されている。

- ④H19. 12. 19 仙台高裁判決では、視察に当たっては、
- ア 視察が客観的に調査研究の実質を有すること
 - イ 出張に先立って調査項目等を準備すること
 - ウ 視察によって得られた聴き取り等の結果をその後の利用に供するため視察報告書として保存すること
 - エ 視察中にどのような事項について聴き取りをし、聴取対象者からどのような情報を得たのかを明らかにすることが重要であるとされている。
- ⑤加茂議員は、マスコミの取材に「魅力を発信する九州各地の取り組みを参考にするのが目的で観光ではない」と弁明しているが、上記の判断基準、判例等に照らして、政務活動（調査）の実質を有していると言えないことは明らかである。また、調査研究の報告書も一切存在せず、議会におけるその後の発言等でも、当該調査研究に触れたものは皆無であることから、加茂議員の一連の行動は、政務活動ではなくたんなる観光であると断定せざるを得ない。

- ⑥3月12日～15日に係る領収書等は、全て加茂議員一人で行動していたとの体裁を取っている。例えば、H26.3.14のホテルモントレ長崎の領収書では、加茂忍様 ¥14,400－ 但し ご宿泊代金（1名様）としてと記載されている。H26.3.14日の島原鉄道株式会社の領収書では、加茂忍様 ¥440 但し乗船代として No8661 内訳（乗船月日 26年3月14日 乗船区間 鬼池一口之津 運賃 440円×1名）と記載されている。また、各施設の入場等も1名分が添付されている。また、政務活動費を使用した調査活動であるにもかかわらず、伊丹―熊本、長崎―伊丹間の航空券の領収書は添付されていない。これは、航空チケットを2名分購入した場合、搭乗者の氏名・性別・年齢等が記載され、2名分であることが判明するため、故意に政務活動費収支報告書には添付しなかったと考えられる。つまり、兵庫県議会に対しては、あくまでも一人で行った調査活動であると欺き、実際は妻との観光旅行であることを隠ぺいしたものである。したがって、「心臓を患っているので妻を同行させた」との言い訳は後付けのものであり、信用性はない。

加茂議員の上記の所為は、計画的かつ悪質であり、観光旅行を政務活動と偽ったものである。虚偽公文書作成罪、同行使罪及び刑法246条第2項（詐欺罪）に該当する違法・不当な公金の支出である。

- (2) 加茂議員は、2012年（H24年）6月20日から23日にかけて、政務調査費による調査研究の実態がないにも関わらず、インドネシア インフラ整備状況及び文化遺産保存のとりくみ調査との虚偽の記載を行った。また、

6月23日には、絵画店で¥16,000円の絵の領収書を添付し、インドネシア文化遺産保存の取り組み調査と虚偽の記載をして、平成25年4月19日、神戸市中央区下山手通5丁目10番1所在の兵庫県議会事務所において、事務員に提出して、171,450円の返還を免れたものである。

加茂議員の調査研究費に係る虚偽記載の詳細は以下の通りである。

①旅行代金として株式会社JTB関西発行の領収書を添付しているが、記載内容は、(加茂 忍様 下記の金額正に領収いたしました ¥155,450円 但し 6月20日 インドネシア方面ご旅行代金として) というものである。

②平成24年度政務調査費に係る収支報告書の3ページに(主たる支出の内訳)が記載されている。1. 調査研究費の項目では①県外調査費として

- ・交通状況調査(調査期日)平成24年5月4日～6日(調査箇所)愛媛県松山市
- ・再生可能エネルギー調査費(調査期日)平成24年8月6日～7日(調査箇所)北海道苫小牧市ほかの記載しかなく、金額的にも大きいインドネシア視察は記載されていない。

③そもそも、海外視察(調査)は、視察項目の選定、視察先の決定、聴取対象者との交渉等、事前準備も大変である。場合によっては通訳等の手配もしなければならない。しかし、JTB関西の領収書には「6月20日 インドネシア方面ご旅行代金」としか記載されていない。このことは、加茂議員が企画立案した「インドネシア インフラ整備状況及び文化遺産保存のとりくみ調査」ではなく、6月20日出発の「バリ4日間等の観光ツアーパック」である可能性が大である事を示している。観光ツアーは、旅行会社のスケジュールで行動しなければならないことから、独自の調査研究は行えないため、海外調査を観光ツアーパック等で行うことは考えられない。

④24年度政務調査費収支報告書62ページに添付されている領収書はRKADIという絵画店で2012年6月23日に内訳burung(インドネシア語で鳥を意味する)¥16,000円と記載されていることから、鳥の絵の領収書であることが分かる。絵画を購入することが備考欄に記載されているようにインドネシア文化遺産保存の取り組み調査に当たるとは考えられない。

⑤兵庫県が作成し、議員に配布している「政務活動費の手引き」24ページに政務活動費の支出が適しない経費としての例：絵画、安楽椅子、ステ

レオ等が記載され、さらに、同20ページにも政務活動に直接必要ないものには充当することはできません。(例：絵画、冷蔵庫、エアコン、豪華な応接等)と記載されていることから、加茂議員は政務調査費で絵画を購入することができないことを知っていた。

⑥それにもかかわらず、充当できない絵画の領収書を添付し、わざわざ「インドネシア 文化遺産保存の取り組み調査」と但し書きを記載しているのは、記載内容がインドネシア語であることから、兵庫県議会事務局では領収書の内容を判断できないと考え、相手を欺罔し、政務調査費の支出を認めさせたものと考えられる。

⑦加茂議員が「外国語であったため間違っ添付した」との弁明は、領収書添付欄に調査研究費であるとマル印を入れ、備考欄に「インドネシア 文化遺産保存の取り組み調査」と但し書きをしていることから、間違っ添付したものではないことは明らかである。また、24年度政務調査費収支報告書には、25年4月19日という日付と共に、署名捺印されていることから、正規の公文書として確定したものである。また、提出までに何度も検証する機会があることから、「間違っていた」、「これについては県民に理解されない支出だった」として返還すれば済む問題でないことは明らかである。

(3) 加茂議員は平成25年度政務調査【正しくは政務活動】費収支報告書において人件費として1,715,000円の支出を計上しているが、備考欄には事務所連絡職員雇用費等と記載されている。人件費の個別の支出においては【政務調査補助員120,000円×12=1,440,000円(政務活動費充当額720,000円)】、【パート代66,000×1=66,000円、72,000×2=144,000円、84,000×2=168,000円、86,000×1=86,000円、90,000×5=450,000円、96,000×1=96,000円、合計1,010,000円(政務活動費充当額505,000円)】、【政務調査運転手代5,000×6=30,000円、25,000×1=25,000円、30,000×4=120,000円、35,000×3=105,000円、40,000円×1=40,000円、合計320,000円】、【賞与100,000×2=200,000円(政務調査費充当額100,000円)】となっている。

問題であると思われる点は以下の諸点である。

- ①事務所連絡職員雇用費が、加茂議員の後援会あるいは選挙事務所の連絡職員であれば、政務調査活動とは関連がない支出であり違法・不当である。
- ②政務調査補助員に月額120,000円を支給しているが、領収書は存在

せず、銀行振り込みの控えが添付されているだけである。振り込みの控えだけでは、誰に、どのような目的で振り込まれたのかは不明であり、違法・不当な支出である。

③パート代は、政務調査活動との関連が不明であり、違法・不当な支出である。

④政務調査補助員以外に政務調査運転手代が支出されなければならない理由は存在しないので、違法・不当な支出である。

⑤加茂議員が雇用している政務調査補助員、パート、政務調査運転手が、家族、親族である場合は、いずれも不適切な支出となる。

2 岩谷英雄議員について

- (1) 岩谷議員は、2011年度政務調査費収支報告書の領収書添付様式に適正な領収書ではないことを知りながら、2万7500円×4枚、4万円×2枚分計6枚の領収書分を適正な領収書であると虚偽の記載をして、平成24年4月23日、神戸市中央区下山手通5丁目10番1所在の兵庫県議会事務所において、事務員に提出して、合計95,000円の返還を逃れたものである。

岩谷議員の調査研究費に係る虚偽記載の詳細は下記のとおりである。

①7月25日付新聞報道で、岩谷議員が、2011年度分の支出の中で、19万円分の領収書を偽造し、政務調査費を請求していることが分かった。領収書は姫路市内の会社（エスケーシーテクノ株式会社）が発行したもので、2万7500円が4枚、4万円が2枚、計6枚の領収書があり、手書きの宛名、額面、但し書きの事態、筆跡が同一のものが3組存在する。日付だけが異なるため、日付を偽造し、コピーを勝手に作った可能性があるとして新聞報道された。

②同日、岩谷議員は記者会見し、「金はちゃんと支払った。領収書をもらえず、業者の指示で日付を変えたコピーを提出した」「悪いことだとは分かっており、不手際だった」と述べ、正規領収書の発行を受け、収支報告書を修正する予定とのこと。コピーや日付の修正について、どこで誰が行ったのかは「分からない」と回答した。これだけの情報では全体像が見えず、なぜこのような日付を偽造した領収書コピーを添付する必要があったのか理由がよくわからなかった。

③普通であれば、業者から領収書をコピーして使ってくれと言われれば、業者にクレームを出し、きちんとした領収書を出させるものである。何か

不都合な事実関係を隠していると考えざるを得ない。

④なお、政務調査費に添付する領収書その他の証拠書類の写しは、適正な領収書の原本の写しであることが前提とされている。日付を改ざんしたものをコピーして使い回して、添付する行為は、虚偽公文書作成罪等を構成するものである。

⑤通常、業者が正規の領収書を発行しないことはあり得ず、まして、コピーした領収書を使ってくれと指示することは、虚偽公文書作成罪の共犯もしくは教唆したことになり、明らかな犯罪行為である。また、このような行為は、不手際で済むことではなく、後から、正規の領収書を提出すること等で治癒されるものではない。

⑥請求人の一人である森池豊武は、8月13日に姫路市夢前町菅生潤74-28のエスケーシーテクノ株式会社を訪問し、現地調査を行った。以下はその時に明らかになった事実及び疑惑である。

ア. エスケーシーテクノ株式会社の代表取締役である安藤昌弘氏の説明によれば、岩谷議員のデータ整理業務を行った作業代金として、定型業務であったため、通常は27,500円、作業量が多い場合は40,000円を支払って貰っていた。岩谷議員が居るときにしか代金を支払ってもらえなかったため、領収書を持参していない場合もあった。同一金額なので、領収書がない場合、既存の発行していた領収書の日付を書き換えて対応したことはある。しかし、それは、メモないし覚え書きという意味で控えとして渡したもので、正規の領収書を後日発行するという認識であった。しかし、正規の領収書の発行は、野々村議員の問題が発覚し、岩谷議員の領収書コピー問題が公になるまでは、行わなかった。岩谷議員からの催促もなく、エスケーシーテクノ株式会社の事業が一時中断していたこともあり、今日に至っている。

イ. 領収書は、言うまでもなく、宛先・日付・金額等が適正に記載され、署名捺印された形式を完備することによって、正規の領収書としての証明力を有するものである。金額が同じであるからといって、コピーを行い、同一の領収書を使い回しすることが横行すれば、領収書発行という制度そのものが崩壊することになる。

ウ. 岩谷議員は、少なくとも3回にわたって、係る領収書の日付書き換えることによって、同一領収書をコピーし使い回すという行為を認識したうえで、公文書である政務活動（調査）費収支報告書の領収書添付様式にコピーした不適正な領収書の添付を行った。同一領収書をコピーし使い回したものを正規の領収書であるとして提出する行為は、虚偽公文書作成・同行使罪を構成するものである。3年も経過し、問題が明るみになった後に、

釈明したり、領収書を再発行してもらい修正するという事でその罪を治癒したり逃れたりすることは出来ない。

エ. さらに、安達氏の証言によれば、作業の大半は、岩谷議員の後援会名簿の整理であったという事実が明らかとなった。後援会名簿の作成整理は選挙活動の一環であり、政務活動（調査）費を充当することは出来ないものである。

従って、岩谷議員の上記所為は、偽造した領収書を正規の領収書の写しであると虚偽の報告を行っていることで、虚偽公文書作成罪・同行使罪に該当すると思慮される。また、本来支出できない選挙活動に係る費用（後援会名簿の作成・管理費）を政務調査費であるとして、兵庫県議会事務局職員を欺罔する行為は、刑法246条第2項（詐欺罪）に該当すると思慮される。

(2) 岩谷議員は、平成24年4月30日～平成26年2月28日にかけて、22回にわたり、フローリッシュいわさき株式会社の白紙の領収書に、宛先・日付・金額を被告発人が雇用している事務員に記載させるなどして作成した虚偽の領収書を会議費等の名目で政務調査（活動）収支報告書に添付させた。虚偽の領収書を正規の領収書であると虚偽記載をして、平成24年4月23日、平成25年4月19日及び平成26年4月18日に、神戸市中央区下山手通5丁目10番1所在の兵庫県議会事務所において、事務員に提出して、216,504円の返還を逃れたものである。

岩谷議員の調査研究費に係る虚偽記載の詳細は下記のとおりである。

①請求人の一人である森池豊武は、8月13日に姫路市夢前町寺9番地の67のフローリッシュいわさき株式会社を訪問し、現地調査を行った。以下はその時に明らかになった事実及び疑惑である。

ア. フローリッシュいわさき株式会社の代表取締役である岩崎順彦氏の説明によるとお茶と茶菓子のセット約50人分程度を岩谷事務所に持参し、代金を受け取ったが、領収書は持参していたものの、その束を事務員に渡し、宛先・日付・金額等を記入してもらった。その際、金額等は岩崎氏が確認している。

イ. 領収書は、発行する側が、宛先・日付・金額を記入し、署名捺印することにより、確かに当該金額を受領したことを、宛先人に対して証明する重要な書類である。従って、白紙の領収書を相手方に渡し、宛先・日付・金額等を記入してもらったものは、領収書としての証明にはならず、領収書の偽造に当たるものである。例え、そのような行為を双方が承認

合意していたとしても、そのような偽造された領収書は、政務活動（調査）費を充当する際の証明書としての領収書として使用することは出来ない。

ウ．岩谷議員が、偽造された領収書である事を認識し、政務活動（調査）費収支報告書という公文書に添付し適正な領収書であるとして報告に間違いはありませんと署名捺印することは、虚偽公文書作成、同行使という犯罪行為を構成している。

エ．3年間で22枚もの偽造の領収書が作成された理由が明らかにされなければならない。岩崎氏は他の顧客に対しては適正な領収書を発行していると証言しているにもかかわらず、岩谷議員に対しては1回も適正な領収書を発行していなかったことに対する合理的な説明が必要である。

オ．岩崎氏は、領収書の内容が正しいことを証明するためには、得意先元帳や仕入れ伝票等の資料に基づいて、領収書に記載の金額に見合う品物が納入されていることを説明する責任がある。また、岩谷議員は、フローリッシュいわさきの43万円を含み、三年間で143万円にも及ぶ、お茶、茶菓子の支出という常軌を逸した政務活動（調査）費を支出している。政務活動（政務調査）費の異常な使い方に対して、集会の性質、開催日、参加人数等を明らかにする責任がある。もし、適正な説明がなされず、143万円の支出について証明がなされない場合は、公金横領、詐欺罪等の犯罪を構成する可能性がある。

従って、岩谷議員の上記所為は、偽造した領収書を正規の領収書の写しであると虚偽の報告を22回も行っていることで、悪質かつ計画的な虚公文書作成罪・同行使罪に該当すると思慮される。また、岩崎氏の回答では毎回お茶・茶菓子等は納入しているとしているが、22回もの領収書の虚偽記載が行われていることから、品物の納入は行われないうまま白紙の領収書に虚偽の金額を記入することにより、政務調査費を横領しているのではないかとの疑惑が存在する。そのような事実が明らかになれば、適正な政務調査（活動）費であるとして兵庫県議会事務局職員を欺罔する行為は、刑法246条第2項（詐欺罪）に該当すると思慮される。

(3) 岩谷議員は、平成25年度政務活動費収支報告書において、人件費として3,134,000円もの支出を計上している。備考欄には①政務調査補助職員雇用（2名の一部）②政務調査補助及び集会案内要員費（5名の一部）と記載されている。

内訳は①月額90,000円×2名×12カ月＝2,160,000円（政務活動費充当額1,404,000円、充当率65%）、②月額80,000円×2

名×12カ月＝1,920,000円（政務活動費充当額960,000円、充当率50%）、月額70,000円×22名＝1,540,000円（政務活動費充当額770,000円、充当率50%）となっている。

人件費の支出について問題であると思われる点は、以下の諸点である。

- ①政務調査補助職員の人員が7名と突出して多いことの合理的理由が存在しない。どのような政務活動を行うのに、7名もの政務調査補助員が必要であるかの説明が全くない中で、係る支出は、岩谷議員の後援会活動ないし選挙活動要員の支出と区別がつかないので、違法・不当な支出である。
- ②政務調査補助と集会案内とは異質の業務である。一般的な集会（後援会や選挙活動等）とは区別された政務調査報告集会が仮に存在した場合も、集会案内要員に政務調査費を充当することは政務活動費の手引きにも記載されていないことから、違法・不当な支出である。
- ③政務調査費充当率が65%～50%となっているが、その具体的な根拠が示されていない。
- ④岩谷議員が雇用している、政務調査補助職員及び政務調査補助及び集会案内要員が、家族、親族である場合、いずれも不適切な支出となる。

（4）岩谷議員は、平成25年3月28日に甲南チケット三宮東店において郵便切手代として425,000円分と1,000,000円分、平成25年6月28日に、同じく甲南チケット三宮東店において、郵便切手代として475,000円分と950,000円分を購入している。合計2,850,000円もの大量の切手購入は、極めて異常であり、多くの問題点がある支出である。

①チケットショップでは、一般的に100万円以上の切手の在庫は持っていない。岩谷議員は2回にわたり、甲南チケット三宮東店で1,425,000円分の切手を購入したとされているが、どのようにして購入できたのかについて疑問がある。

②また、同日に購入した、切手の領収書が2枚に分かれているのはどのような理由なのか明らかではない。

③岩谷議員は平成26年8月5日付けのコメントで、切手代につき以下の様に弁明しているが、問題点が幾つかある。

「ア. 平成25年3月28日に購入した切手代1,425,000円は、県政報告として作成した「自由民主党議員団」の政務活動報告書である「文教部会教育再生プロジェクト」の発送経費であり、その報告書が3月下旬に出来上がり、3月、4月、5月と24年度、25年度を通して発送することになった。

イ. 当初約5,000通分を見込んで郵送費として購入したが、実際の郵送費は1通当たりの重量が重くなり、単価がアップしたため、約3000通分の発送分となった。

ウ. 発送に当たり精査すると、後約3,000通分近くの発送が見込まれたで、平成25年6月28日に追加で切手を購入(475,000円と950,000円=1,425,000円)して25年度分として郵送した。

エ. 郵送する活動報告書「教育再生プロジェクト」の作成した現本の抜粋と私の挨拶文を含めて製本した現物さらに封筒配布先名簿の一部、実際に配達された郵便物を議会事務局で検証して頂いた。」

【問題点】

●自由民主党議員団の「文教部会教育再生プロジェクト」が政務活動報告書に該当するかどうかの検証が必要である。自由民主党の教育政策の焼き直しであれば、政治活動に該当し、政務活動費の支出は出来ない。

●平成25年3月28日に購入した切手代1,425,000円の支出期限は平成25年3月31日である。それ以降の4月、5月分には平成25年3月28日に購入した切手代1,425,000円を支出することは出来ない。

以上のことから、岩谷議員の大量の切手購入は多くの疑問がある支出であり、明確な説明がなされているとは言い難く、違法・不当な支出である。

3 梶谷議員について

(1) 梶谷議員は、平成25年度に広報広聴費として、平成25年10月25日に、神戸山田郵便局で170,050円を料金別納郵便で支払い、神戸北郵便局で295,450円を料金別納郵便で支払い、内100,000円を切手で支払っている。有野郵便局で323,750円を料金別納郵便で支払い、内155,000円を切手で支払っている。淡河郵便局で46,252円の切手を、神戸八多郵便局で100,000円の切手を、道場郵便局で100,000円の切手を購入している。合計1,035,502円もの料金別納郵便及び切手の大量購入がなされている。問題点として以下の諸点があげられる。

①同日に6か所もの郵便局で分散して料金別納郵便を利用し、内255,000円を切手で支払うという不可解な行動をとっている。又、平成25年度に255,000円の切手を購入した記録はなく、支払いに充てた切手の出所が不明である。又、郵便局の分散利用の理由として、梶谷議員が述べているように、選挙区内にある各郵便局の売り上げに貢献するということであれば、政務調査費が選挙活動の一環として利用されたことになり、

不当な支出と言わねばならない。

②梶谷議員は、料金別納郵便の支払いをする時に、切手で支払っていることがあるが、これは、切手を購入する時と料金別納郵便を支払う時の2度領収書が発行されることになり、領収書により支出を確認する政務調査制度の予定していない使用方法であり不適切である。もし、切手購入時の領収書と料金別納郵便利用時の領収書が2度利用されていれば、明らかに、違法・不当な利用となる。

③年度末に、政務活動費を返還せずに済むように、切手を購入しておいて、その切手で次年度（2013年度）の料金別納郵便の料金を支払っていれば、年度を越えた支出となり、違法・不当な支出である。

(2) また、梶谷議員は平成23年10月28日に神戸北郵便局で308,550円の切手を購入し、平成24年9月11日には神戸八多郵便局で100,000円の切手を、道場郵便局で100,000円の切手を、淡河郵便局で8,880円の切手を購入している。平成25年1月28日には道場郵便局で100,000円の切手を、神戸八多郵便局で100,000円の切手を、購入し、淡河郵便局で8,880円の切手を購入している。合計金額は726,310円という大量の切手購入を毎年行っている。(なお、梶谷議員は平成26年8月5日に平成23年10月28日の308,550円の切手は料金別納の誤りであったと訂正を行っている。)

(3) 大量の切手は県政報告紙郵送料として95%が政務調査費として充当されている。しかし、梶谷議員の県政報告【2014年1月号】を検証してみると、ごあいさつ文と県道ありま山口バイパス開通及び神鉄谷上駅前交番オープンの記事、平成24年度決算特別委員会審査報告、済生回兵庫県病院のリニューアルオープンの記事、などがほとんどであり、政務調査費の交付に関する条例第1条で「政務調査は議員の調査研究に資するため必要な経費である。」と明記されていることから議会活動や県の政策を報告するに当たっては、政務調査活動に関するものであるとの立証が必要である。政務活動には関係のない一般の議員活動である一般質問や、委員会審査の状況報告等には政務調査活動費を支出することはできない。梶谷県議のブータン訪問や自民党県議団脳性環境部会政策委員会のツキノワグマ調査の要請が政務調査に当たるとしても、県政報告作成費及び県政報告紙郵送料の95%充当は違法・不当な支出である。

(4) 西宮市の政務活動費の手引きを参考のため引用しておく。

7. 政務報告、政務広報の内容

全額充当の場合、政務活動目的以外の記載の混在はできません。

(ア) 市政報告の発行は自己の選挙前事前運動と混同されないよう、発行時期及び発行部数等が大きく偏らないように配慮しなければならない。

少なくとも全額充当を認めがたい事例

- ・任期中はじめての発行が自己の選挙前である
- ・市政報告を自己の選挙前だけに集中させている
- ・選挙前だけそれまでの発行部数を大幅に増刷している

(㊟ 選挙前とは選挙6か月前をいう)

(イ) 市政報告の発行は自己の宣伝行為と混同されないよう、内容及び写真等の使用には十分配慮しなければならない。

少なくとも全額充当を認めがたい事例

- ・市政と無関係な事項、宣伝を含む事項の掲載
- ・発行者特定の目的を超えた不必要な自己等の写真等の掲載
- ・自己の氏名やスローガンなどを不自然に大きく掲載すること

(ウ) 原則として市政報告には自己の議員活動紹介を載せることはできないが、記事内容の説明上必要な場合や市政調査に関する場合など、宣伝行為とならないものは例外とする。

少なくとも全額充当を認めがたい事例

- ・政治活動・後援会活動を含む行為・行動の紹介
- ・単に各行事などへの出席を紹介するもの
- ・過去における自己の実績紹介あるいはそう解釈される恐れがある表現の羅列

(エ) 市政報告には発行者を特定させるために必要な情報を超えて自己の紹介について掲載することはできない。

少なくとも全額充当を認めがたい事例

- ・プロフィール等を長大に載せること

(オ) 市政報告に掲載する意見は市政に関連するものに限る。

少なくとも全額充当を認めがたい事例

- ・市政に関係しない自己の主張、見解、政治的信条等を載せること、また同様な他の意見を引用すること
- イ. 特定団体又はその構成員のみに対する政務報告、政務広報については対象外です。
- ウ. ホームページは、原則として、政務活動目的以外の記載の混在はできません。
- エ. 会場費、講師費、交通費、食糧費等に充当するときは活動記録簿を作成し、関係資料を添付すること。
- オ. 食糧費－研修・会議費の項参照

カ. 郵送料

- ・郵便切手、はがきを購入した場合は、郵券受払簿（様式5）を備え管理してください。
- ・郵送料は、使用目的を記入してください。
- ・政務活動関係以外の文書の同時送付はできません。

(5) 梶谷議員は平成25年11月16日に講演会を開催し、県政報告に伴う講師交通費として、羽田一伊丹往復航空料金として57,340円の支出を行い、同日、県政報告会場代金として149,150円を支出しているが、政務調査活動に適合する内容であるのかについて疑義がある支出である。

(6) 梶谷議員は平成25年度政務活動費収支報告書において、人件費として1,015,000円の支出を計上しているが、事務補助連絡員が家族、親族である場合は不適切な支出となる。

4 原 吉三議員について

(1) 原議員は、平成24年度政務調査費の支出において平成25年3月31日に神戸中央郵便局で、1,600,000円という大量の切手を購入している。内訳は80円切手×20,000枚。また、平成25年度政務活動費の支出において、同じく神戸中央郵便局で、1,640,000円もの切手を購入している。内訳は82円切手×20,000枚である。

平成24年度の領収書添付様式の備考欄には広報費案分率90%充当と記載し、平成25年度は広報広聴費、県政報告紙郵送切手代と記載している。大量切手購入に関するマスコミの質問に対して「切手は日本の文化であり、家族で1枚1枚切手を貼って出している。」と回答している。

(2) しかし、2014年8月28日に北区の住民に原 吉三後援会から送られてきた郵便物は料金別納郵便を利用したものであり、切手をはったものではなかった。また同封されている郵便物は、「原吉三県政レポート平成26年春号」、「平成26年度版はい、県議会です。」、「厚生労働省 臨時給付金をごぞんじですか?」、「兵庫県議会 自由民主党 議員団 兵庫県民の幸せのために、取り組んでいること。」の4点であった。以上の事実から問題点として次の諸点が浮かび上がってきた。

①原議員は切手の大量購入は県政報告紙の郵送料のためであり、切手を貼ることは日本の文化であると主張しているが、実際には料金別納郵便を利用していることは、説明された事実と異なっている。

②料金別納郵便を利用しているのなら、大量に買った切手はどこへ行ったのか不明である。

③県政レポートは政務活動費による調査研究とは関係のないプロフィールやごあいさつ、議員活動に関わるものばかりで、西宮市の基準に照らせば政務活動費を充当できないものである。

④又、政務活動費と関係のないものを同封することに、政務活動費郵送料として支出することもできない。

従って、原吉三議員の郵便切手にかかる支出は違法・不当なものである。

5 水田 裕一郎議員について

(1) 水田議員は平成25年度政務活動費の支出において、大量の切手を購入している。具体的には以下の支出である。

H25年	4月25日	飾磨海運株式会社	30万円
H25年	5月10日	飾磨海運株式会社	20万円
H25年	6月14日	飾磨海運株式会社	20万円
H25年	7月26日	飾磨海運株式会社	20万円
H25年	8月29日	飾磨海運株式会社	20万円
H25年	9月27日	飾磨海運株式会社	30万円
H25年	10月31日	飾磨海運株式会社	20万円
H26年	1月31日	飾磨海運株式会社	20万円
H26年	2月28日	飾磨海運株式会社	30万円
<u>H26年</u>	<u>3月31日</u>	<u>飾磨海運株式会社</u>	<u>30万円</u>
合計			230万円

①野々村元議員は3年間で250万円の切手を大量購入し問題となったが、水田議員は1年間でそれに近い金額の大量の切手の購入であり、議員の中でも突出している。

②購入先の飾磨海運株式会社は、自らが代表取締役社長をしている会社であることから、政務活動費で会社の切手を大量購入し、自分の利益をあげていることになり、極めて不適切な支出である。

③郵送費の対象となる県政レポートが作成されたのは2014年3月28日で、32,000部作成で政務活動費から33万8千円を支出している。又、2014年3月31日付けで、長3封筒6万部、角2封筒1万部作成し、政務活動費から48万6360円を支出している。年度末に作成された県政レポートのための郵送費に充当する切手をほぼ毎月、10回に分け

て購入する合理的理由は存在しない。

④マスコミの質問に対して、水田議員が「230万円の切手の内160万円は使用したが、残り70万円は在庫として保有している。」と回答したことが報道されている。郵送に必要な切手だけを購入するのが適正な支出といえるが、不必要な切手を購入し余れば、在庫にするという利用方法は政務活動費の支出において想定されていない。

⑤余った政務活動費は、政務活動収支報告書を提出する時点で、残金として返還しなければならない。返還せずに、金券である切手を保有していることは、公金の横領にも当たる違法・不当な行為である。

(2) また、水田議員は、2011年度に同じく飾磨海運(株)から240万円、2012年度に280万円の切手を大量購入していたことが、新たに判明した。合計で750万円もの切手の大量購入が行われていたことになる。

テレビ報道では、2013年度分について、70万円分程の切手残が発生していると説明している。2011年度、2012年度の県政報告も2013年度と同じような量を発行していることから、各年度160万円の発送料がかかったとして単純計算すると、2011年度80万円分、2012年度120万円分の切手が余り、現在合計270万円分の切手が余っていることになる。

さらに、水田議員は、テレビ報道で郵送料を安くするために、郵便局において切手で支払っていると言っていたが、2011年度については、県政報告3万部送付するため240万円の切手を購入しているが、1通80円で計算されており、全く安くなっていない可能性がある。神戸新聞記事では、水田議員は「仕入れ額と同額で販売」と回答していた。

郵便局での支払いについては、切手で支払ったのであれば領収書が発行されるため、その領収書を確認すれば、概ね全体像が見える。その領収書を公表した上で、現在残っている切手残額分を全額返金すべきである。

また、切手購入による3カ年の会社の利益が発生していれば、その内容も公表し、利益分を全額返金すべきである。

6 釜谷 研造議員について

(1) 釜谷議員は、平成25年度政務活動費の支出において、以下のような切手購入を繰り返している。

H25年	4月	8日	アイラブチケット三宮店	46,389円
H25年	5月	7日	加古川郵便局	4000円×50%=2000円支出
H25年	5月	14日	加古川郵便局	4000円×50%=2000円支出
H25年	5月	22日	加古川郵便局	4000円×50%=2000円支出

H25年	6月	1日	アイラブチケット三宮店	46,560円
			(但し書き	194円×240枚)
H25年	6月	27日	ジャパングフトサービス元町店	12,160円
H25年	7月	3日	加古川駅前郵便局	4000円×50%=2000円
H25年	7月	12日	加古川郵便局	4600×50%=2400円
H25年	7月	20日	神戸アサヒ	48500円支出
			(但し書き	194円×250枚)
H25年	7月	26日	加古川郵便局	800円×15×50%=6000円
H25年	8月	6日	チケットスーパー三宮いくたロード店	77600円
			(但し書き	194円×400枚)
H25年	9月	5日	山陽チケット加古川駅前店	48500円
			(但し書き	194円×250枚)
H25年	10月	1日	加古川郵便局	4100円×50%=2050円
H25年	10月	22日	加古川郵便局	4000円×50%=2000円
H25年	11月	14日	加古川郵便局	4800円×50%=2400円
H25年	12月	26日	加古川郵便局	5000円×50%=2500円
H26年	1月	28日	山陽チケット加古川駅前店	48500円
			(但し書き	194円×250枚)
領収書の説明「但し書きが漏れているが県政資料送付に伴う郵便切手代」				
備考1. はい、県議会です 2. 軍師官兵衛特別展 3. あいたい兵庫				
H26年	2月	5日	800円×15枚×50%=6000円	郵便局
<u>H26年</u>	<u>3月</u>	<u>15日</u>	<u>11240円×50%=5620円</u>	<u>郵便局</u>
合計				365,179円

- ①山陽チケット加古川駅前店に確認したところ194円×250枚という切手を販売した記憶はない。200円の収入印紙の販売の可能性はあるとの回答があり、釜谷議員が切手を購入したとの確認は出来なかった。
- ②政務活動の成果を郵送する場合は郵送代を支出できるが、政務活動とは関係のない「はい、県議会です」「軍師官兵衛特別展」「あいたい兵庫」を同封する郵便物に政務調査費を充当することができないので違法・不当な支出に当たる。

- (2) また、釜谷議員の2012年度分の切手購入を確認するとチケットショップで9件359,505円分の切手を購入していることが判明した。この年度も同じように、山陽チケットショップで販売していない切手の額が但し書きに記載されている。(197円×250枚、136円×400枚など)
- テレビ報道や神戸新聞報道で、釜谷議員は購入した切手は30円、50

円、80円で店側に200円になるよう任せているとのことである。2年続けて同じような記載をしており、単なる記載ミスなのかどうか、きちんと調べる必要がある。

7 三戸 政和元議員について

(1) 三戸元議員に対する平成26年5月1日付けの告発文が市民オンブズマン兵庫に郵送されてきた。その内容は次のとおりである。

①三戸元県議は、高校の同級生である住所 和彦氏（三戸氏の後援会会長）の会社(アデックスリース)と三木 勇人氏のペーパーカンパニー（エーピープランニング）の領収書を利用して政務調査費を不正に着服しています。

②アデックスリースは居宅介護支援センター『うららか』でもあり、実在する会社ですが、三木氏の『エーピープランニング』はその住所や電話番号からも明らかにペーパーカンパニーです。

③三戸元県議の平成25年度の政務活動費収支報告書を調査したところエーピープランニングが発行している領収書として

H25年11月30日 706,400円(兵庫県政報告書印刷代等)

H26年1月30日 436,600円(兵庫県政報告書印刷代等)

H26年3月12日 370,000円(兵庫県政報告書郵送代等)

H26年3月20日 656,800円(兵庫県政報告書印刷代等)

合計 2,169,800円分が添付されていた。

④請求人の一人である森池豊武が8月20日に現地調査を行ったところ、エーピープランニングの会社とされている住所は普通の住宅地であり、印刷設備等もないことが判明した。又、三木氏に連絡を要請したが返答はないままである。

⑤住所氏のアデックスリースの領収書として添付されているものは
H23年3月26日(平成26年3月26日の誤りだと思われる。)

車両リース代 1台 90000円

H26年2月25日 車両リース代 1台 90000円

H26年1月25日 車両リース代 1台 90000円

H24年12月25日 車両リース代 1台 90000円 (H25年の誤り)

H25年8月25日 車両リース代 1台 90000円

H24年9月26日 車両リース代 1台 90000円 (H25年の誤り)

H25年10月25日車両リース代 1台 90000円
H24年11月25日車両リース代 1台 90000円 (H25年の
誤り) 合計 720000円である。

1台の単価が極めて高いこと、又、領収書の日付けに誤りが多いことなどから適正な支出であるとは考えられない。

⑥また、デイサービスセンター『うららか』へも現地調査に行ったが、通常の介護施設であり、政務活動費報告書に添付されている領収書には【通信費、コピー機パソコン利用費その他】として一律30000円の領収書が10枚分、合計300000円分添付されているが、実態のないものと思わざるを得ない。

以上の三戸元議員の支出は実態がない支出であり、違法・不当な支出と判断される。

(2) 三戸元議員は、平成25年7月から平成26年3月までの間に、29回、合計195,601円の宿泊費を調査研究費として支出している。特に8月は13日、14日、16日、17日、19日、21日、22日、27日、29日と連泊し、9月は4日、5日、7日、8日、10日、12日、15日、16日、17日、22日、23日、29日と連泊しているが、どのような政務活動のために宿泊する必要があったのかを確認することが求められている。三戸元議員はマスコミの質問に対して、「色々な人と会っていた」と回答しているが政務活動費との関連性は明らかとなっていないので、違法・不当な支出に該当する。

8 栗原 一元議員について

(1) 栗原元議員に対する告発文が、市民オンブズマン兵庫に郵送されてきた。その内容は次のとおりである。

①栗原元議員が、平成23年度に提出した政務調査費収支報告書に添付された郵便切手類及び印紙売渡証明書は葉書50円×40枚=2000円であったものを書き換えて、50円×2400枚=120000円にしたものではないか。

②平成23年11月7日付けの葉書1000枚50000円の領収書に取扱い郵便局、受領者名の記載がないのは問題である。

③H25年3月25日 岩見簡易郵便局 150000円 (レターパック500円×300枚)

H25年3月27日 岩見簡易郵便局 200000円(レターパック
500円×400枚)

H25年3月28日 岩見簡易郵便局 150000円(レターパック
500円×300枚)の支出があったが、それらの領収書の栗原 一様と
いう筆跡とH24年3月30日付けの政務調査費計上事務専任者のアル
バイト代91800円の宛先である栗原 一様という筆跡が同一である
ことは不可解である。領収書の筆跡は発行する人によって異なるものであ
るが、発行者が異なるにもかかわらず、宛先の筆跡が同一であるという事
は、同一人がそれらの領収書を作成したことを意味している。

④栗原氏にその説明を求めたが、自らは説明を行わずに、兵庫県議会の調査
結果にゆだねるとの回答があった。

⑤以上のことから、説明の機会があるにもかかわらず、疑惑を晴らそうとし
ない態度等から、何らかの形の違法・不正な支出であると考えざるを得な
い。

以上、8名の議員及び元議員の政務活動(調査)費の支出に違法・不当な
支出があることを述べてきたが、住民監査請求の期間徒過についてははず
れも、「正当事由」があることを申し添えておくものである。通常の注意力
を持って違法・不当が発見できなかったのは、政務活動(調査)報告書自体が
違法・不当な行為を秘匿してきたからであり、違法・不当が発見できたのは、
告発やマスコミ等の報道で明らかになった事が端緒となったからである。

二 求める措置

監査委員におかれては、政務活動(調査)費の違法・不当な支出について
厳正な監査を行われ、兵庫県議会の政務活動費の適正な支出が確保される
基盤整備にも踏み込んだ対応をお願いするものである。

1. 各議員の政務活動(調査)費の支出において、違法・不当な支出について
は全額返還をさせること。
- 2 政務活動費の透明性を確保するために、議会のホームページ上に、
収支報告書、全ての領収書及び会計帳簿を公開させること。
- 3 政務活動の質の向上を図るために、全ての政務活動について活動報告書・
視察報告書の作成義務づけと議会への提出義務づけを行うこと。

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措
置を請求します。

2014年9月12日

兵庫県監査委員 殿

事実証明書

(加茂議員関連資料)

- ① 政務活動費の手引き
- ② LIVEDOOR BLOG【兵庫 加茂忍県議、「政務活動費」で九州へ妻と3泊4日の温泉旅行！ 職業も隠す】
- ③ 2014年08月06日 読売新聞
- ④ 2014年03月15日 熊本日日新聞
- ⑤ 平成26年5月1日 姿勢だより 天草
- ⑥ 領収書等添付様式 平成26年3月分
- ⑦ 支払い証明書 平成26年3月
- ⑧ 領収書等添付様式 平成24年6月分
- ⑨ 平成24年度政務調査費に係る収支報告書について(1頁～3頁)
- ⑩ 領収書等添付様式 (平成25年4月分～平成26年3月分)

(岩谷議員関連資料)

- ⑪ 2014年7月25日毎日新聞
- ⑫ 領収書等添付様式 (平成23年6月分～10月分)
- ⑬ 領収書等添付様式 (平成24年4月分～平成26年2月分)
- ⑭ 8月13日の現地調査で明らかとなった事実及び疑惑に関する覚え書き
- ⑮ 領収書等添付様式 (平成25年4月分～平成26年3月分)

(梶谷議員関連資料)

- ⑯ 領収書等添付様式 (平成25年10月分)
- ⑰ 北区八多町住民からの匿名の手紙

(原議員関連資料)

- ⑱ 原 吉三後援会封筒
- ⑲ 原 吉三県政レポート (平成26年春号)
- ⑳ はい、県議会です。
- 21 臨時給付金をご存じですか。
- 22 兵庫県民のしあわせのために、取り組んでいること。

(三戸元議員関連資料)

- 23 告発文、添付書類
- 24 エーピープランニング関連資料

- 25 アデックスリース関連資料
- 26 デイサービスセンターうららか関連資料
- 27 宿泊関連資料

(栗原元議員関連資料)

- 28 野々村だけじゃない！！